地方公務員災害補償法施行規則 (昭和四十二年自治省令第二十七号)

障 害 加 重 の場合の 補 償

改

正

案

第二十七条 場合には、 条の三第三項又は第十条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金 害が法第四 に応ずる法第二十九条第三項又は第四項の規定による額(加 額)から当該各号に定める金額を差し引いた金額の障害補償を行う。 る負傷若しくは疾病によつて同一 る場合には、 は、当家金質こり重なり重なります。 大条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るもので、十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るもので 次の各号に掲げる場合の区分により、 障害のある者が、 当該金額に加重後の障害の程度に応じそれぞれ令第二 公務上の 部位について障害の程度を加 負傷若しくは疾病又は 加重後の障害の程度 通 が重した 勤 に ょ

乗じて得た金額 条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額)、 重 障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項又は第十条に する公務上の災害に係るものである場合には、 害等級に応じ平均給与額に法第二十九条第四項各号に定める日数 十条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、 きはその障害等級に応じ平均給与額に法第二十九条第三項各号に る率を乗じて得た金額を加算した金額)を二十五で除して得た金額 程度が第八級以下の障害等級に該当するものであるときはその障 加重前の障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項又は第十 る日数を乗じて得た金額(加重後の障害が法第四十六条又は令 前 加 1の障害の程度が第七級以上の障害等級に該当するものであると |後の障害の程度が第七級以上の障害等級に該当する場合 (加重後の障害が法第四十六条又は令第十条に規 当該金額に 加重前 当該 加 は規定す 重前 の障害 金 定 を 加 額

加 |後の障害の程度が第八級以下の障害等級に該当する場合 加

償

現

行

第二十七条 た金額)から当該各号に定める金額を差し引いた金額の障害補償を行 二条の三第三項又は第十一条に規定する率を乗じて得た金額を加算し である場合には、 害が法第四十六条又は令第十 に応ずる法第二十九条第三項又は第四項の規定による額 場合には、 る負傷若しくは疾病によつて同一 障 宇加 重 の場合の 次の各号に掲げる場合の区分により、 障害のある者が、 当該金額に加重後の障害の程度に応じそれぞれ令第 補 公務上の 一条に規定する公務上の災害に係るも 部位について障害の 負傷若 しくは 加重後の 疾病又は 程度を加 (加 障 重 通 一後の障 の程 重 勤 した に 度 \mathcal{O}

額に加 に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額)を二十五で除して 重 に規定する公務上の災害に係るものである場合には、 数を乗じて得た金額 の障害等級に応じ平均給与額に法第二十九条第四項各号に定める日 障害の程度が第八級以下の障害等級に該当するものであるときはそ 十一条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額)、 十一条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、 \emptyset きはその障害等級に応じ平均給与額に法第二十九条第三項各号に定 重 た金額 る日数を乗じて得た金額 前 前 加重後の障害の程度が第七級以上の障害等級に該当する場 の障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項又は の障害の程度が第七級以上の障害等級に該当するもの 重前の障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項 (加重後の障害が法第四十六条又は令第 (加重後の障害が法第四十六条又は今日 当 該 加 第十 金額に であると 当該金 文は + 重 前 第 加 加 第

加重後の障害の程度が第八級以下の障害等級に該当する場合 加

に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額)加重前の障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項又は第十条条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額にる日数を乗じて得た金額(加重後の障害が法第四十六条又は令第十重前の障害等級に応じ平均給与額に法第二十九条第四項各号に定め

2

2 号列 額との合計額」とする。 計額を」と、 \mathcal{O} 以 -頁とこと、司頁第二号中「金額)」とあるのは「金額)と平均給与額障害等級に応じ令第七条各号に掲げる日数を乗じて得た金額との合同項第一号に「含氧/トト」 加重前の障害等級に応じ令第七条各号に掲げる日数を乗じて得た金 同項第一号中「金額)を」とあるのは「金額)と平均給与額に加 船員法(昭和二十二年法律第百号)第 「金額)又は令第七条の規定による障害補償一 下 記以外の部分中「よる額 「当該金額」とあるのは 「船員」という。)に係る前項の規定の適用については、 とあるのは「よる障害補償年金の 「当該額」と、 一条に規定する船員であ 「金額)から」とあるの 時金の額から、 る職 同 、 _ と 項各 重 額 員 前

附則

時

る国の職員の給与水準で除して得た率を基準として総務大臣が定めるにおける国の職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日におけ 期間に係る分として支給された障害補償年金の額の計算は、 分として支給された障害補償年金の額に死亡年度の前年度の 害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合における、その者 に支給された当該障害補償年金のうち、 (以下この条及び次条において「死亡年度」という。 を乗じて行うものとする 法附則第五条の二及び令附則 当 第 該死亡した日の属する 条の三)の前年 の規定による、 各年度 -度以前 匹 日年度の 年 度 障 0

金を受ける権利を有する者が死亡した場合における、その者に支給さ2 法附則第五条の二及び令附則第一条の三の規定による、障害補償年

る日 重 条に規定する公務上の災害に係るもの 条に規定する率を乗じて得た金額を加算した金額 加 前 重前 の障害等級に応じ平均給与額に法第二十九条第四 を乗じて得た金額 の障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三 (加重後の障害が法第四十六条又は令第十 である場合に は、 項各号に定 項 又は第十 当 ⊺該金額

額との合計額」とする。 計額を」と、 の障害等級に応じ令第七条各号に掲げる日数を乗じて得た金 は「金額)又は令第七条の規定による障害補償一時 号列記以外の部分中「よる額」 (以下「船員」という。 船員法 加重前の障害等級に応じ令第七条各号に掲げる日数を乗じて得た金 同項第一号中 「当該金額」とあるのは (昭和二十二年法律第百号)第 同項第二号中 「金額)を」とあるのは「金額)と平均給与額に加)に係る前項の規定の適用については 「金額)」とあるのは とあるのは「よる障害補償年金 「当該額」と、 一条に規定する船員であ 「金額)から」とあるの 「金額)と平均 金の額から、 - 額との合 給与 同 0) る , _ と 重前 項各 額 額

附則

障害補

償年金差額

時

第三条の二 る国の職員の給与水準で除して得た率を基準として総務大臣 における国の職員の給与水準を当該各年度の前年度の四 分として支給された障害補償年金の額に死亡年度の前年 期間に係る分として支給された障害補償年金の額の計算は、 に支給された当該障害補償年金のうち、 害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合における、 (以下この条及び次条において「死亡年度」という。 を乗じて行うものとする。 法附則第五条の二及び令附則 当 第 該死亡した日の属する 条の 兀 <u>、</u>の の規定による、 月一日 度 前 0 各年 度以 が定める 兀 その 月一日 12 度 前 お 度 け \mathcal{O} \mathcal{O}

金を受ける権利を有する者が死亡した場合における、その者に支給さし、法附則第五条の二及び令附則第一条の四の規定による、障害補償年

る。 害補償年 時 年 L 日 金の - 度の て得た率を基準として総務 , . の 死亡年度の前 た当該 属する年度の前年度 額 金前 の計 年度以前 障 害補 算は、 払 前 年度の 償年金に 時 金に係 その 生じたも 時 金に 匹 現に の 月 係 匹 る障害補償年金 係る障害補償年 る 日におけ 支給された障害補 月 のである場合の当 障 大臣が 害補償 日に :定める率を乗じて行うも る国 おける国 年 金 一の職 · 金 を支給 前 を支給すべき事 払 の職員の給与水準で除い給すべき事由が生じた 員 償 時 の給与水準を当該障 金で あ 一時 0 · 金 由 のとす 金の額 前 が 払 当 死 亡

(障 害 加 場 障 害補 償年 金差額 時 金

第

補償年 償年 び当該 基づい 匝 じ、 例により計算した額)の合計額 害補償年 対 前年度以前に生じたものである場合にあつては、 金のうち、 · 金 \hat{O} その請 てその 一前 障 規定の適用を受ける者が 障 差額 -金に 害補 :害補 各号に定める額に満たないときは、 払 死 時金に係る障害補償年金を支給すべき事由が 求に基づき、 償 あつては、 亡年度の 者に支給された当該障害補償年金の額(当 時金を支給 年金を受ける権 年金に係る障害補償年金前払 前年度以 前 する 補償として、 条第 が、 前 死亡した場合におい 利を有する者のうち、 項の規定の例により計算した額)及の期間に係る分として支給された障 次の各号に掲げる場合の区 その差額に相当する額 基金は、 時 前条第二項 金 て、 $\overline{\mathcal{O}}$ その 法第二十 額]該障害 同 (当該 者の 死 項 の規 亡 \hat{O} の障害 一分に応 年度 遺 障 補 規 九 族に 条第 定 害 償 定 \mathcal{O} 0 補 年

乗じて得た額 |度に応じそれぞれ令第二条の三 だげる額 上の の障 重 表の下欄に掲げる額 前 災害に .害等級に応じそれぞれ法附則第五 の障害の程度が第七級以上の 加加 を加算した額)から、 重後の障害が法第四十六条又は令第 .係るものである場合には (加重後の 第三項 障害が法第四 加重前の 障 文は 害等 当 条 障 の 二 第十条に 該 級 害等級に応じそれぞ に該当 額に 第 十六条又は令第十 加 + -条に規 · 規 重 項 す 工後の 定する \mathcal{O} Ź 表 障害 定 0 合 率 す 下 0 る

> る。 L 日 害補償年金前払 に死亡年度の前 時 年 障 金の額 度の 害補 て得た率を基準とし の属する年度の た当該障 前 の計算は、 年度以前に 金前 害補 年度 払 償年金 時金に係る 前年度 その現に 生じたも 0 時 金に 兀 に て総務大臣が定める率を乗じて行うも の四 月 係 る障害補償年 係る障害補 る 日における国 月 支給された障害補償年金前払 のである場 障 害 日に [補償 おけ 償 年 金 合 年 金 る国 |の職 を支給すべき事 の当該障害補償年 金 前 を支給すべ 払 \mathcal{O} 員 職員の給与 時 の給与水準 金 き事 あ 一時 由 0 水準で除 が を当該障 金 由 のとす 生じた 金の額 前 が 死亡 当 払

害加 重 0 場合の 障 害補償年金差額 時 金

第 補償年 償年金 基づい じ、 対 例により計算した額)の合計額 前年度以前に生じたものである場合にあつては、 び当該障 害補償年金にあ 金のうち、 八項の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、 兀 (障 į 当該各号に定める額に満たないときは、 その請求に基づき、 障害補業 前 てその者に支給された当該障害補償年金 差額 害補 払 死亡年度の前 時金に係る障害補償年金を支給すべき事 償 償年金を受ける権 時金を支給 年金 いつては、 係る障害補償年 前条第 年度以前 する。 補償として、 が、 利を有する者のうち、 項の の期間に係る分として支給さ 次の各号に掲げる場合 一金前払 規定 その差額に相当する 0 基金は、 例により計 時 0 前条第二項 額 金 (当該障 曲が その 額 第二 同 算した額)及 の 区 者 死 項 の規・ 害 0 亡 0 れた障 一分に応 遺 年 0) 九 障 族に 定 度 定 年

れ 率 る を乗じて得た額 加 ぞれ同 程度に応じそれぞれ令第二条の三 公務上の災害に係るものである場合に 後の障害等級に応じそれぞれ法附則第五 げ 重 る額 前 表の下欄に掲げる額 の障害の程度が第七級以 加加 重後 を加算した額)から、 障害が法第四十六条又は令 (加重後の 上の 第三項又は 障 加重 障害が法第四十六条又は令 は、 害等 条 前 当 の 二 級 0 該額 に該当 第 障 第 第 +害等級に応じそ 条に 加 項 す 条に規 \mathcal{O} 重 る 規 表 後 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} する 下欄 障 定 害 す

規定する率を乗じて得た額を加算した額)を差し引いた額重前の障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項又は第十条に条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に加

二条の三第三項又は第十条に規定する率を乗じて得た金額を加算し 乗じて得た額を加算した額)に、 程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項又は第十条に規定する率を た金額)で除して得た数を乗じて得た額 条第一項の規定による金額を当該障害補償年 公務上の災害に係るものである場合には、 法第四 |程度に応ずる法第二十九条第三項の規定による額(加 加重 る場合には、 掲げる額 |後の障害等級に応じそれぞれ法附則第五条の二第一項 一前 十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るもので の障害の程度が第八級以下の 加 当該金額に加重後の障害の程度に応じそれぞれ令第 重後の障害が法第四十六条又は令第十条に規 当該障害補償年金に係る第二十七 障害等級に該当する場 当該額に加重後の 金に係る加重後の障害 重後の障害 \hat{O} 表の 障害 定する 合 下 \mathcal{O}

2 た額」と、 あるのは 各号に定める額を加算した額」 ついては、 規定の適用を受ける船員が死亡した場合における前 定により読み替えられた同条第一項」とする。 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、 「加算した額)に令附則第 同項第 「第二十七条第一項」とあるのは 一号中 「額)」とあるのは と、 同項第二号中 条の三各号に定める額を加算し 「額)に令附則第一条 「第二十七条第二項 第二十七条第二項 「加算した額)」と 頭の規 定 の 適 の規 の 三 用 0

第四 二十九条第八項の規定が適用された場合にあつては、 それぞれ令第二条の三第三項又は第十条に規定する率を乗じて得た額 十六条又は令第十条に規定する公務上の災害に係るものにあつては、 一度に応じ附則 の二第一項 金に係る障 障害補償年 \hat{O} 害補償年金に係る障害等級に応じ、 第四 表の下欄 条第 金 一前 に掲げる額(当該障害補償年 一項各号に定める額 払 時金の額 は、 当 (加重後 該障害補償年 それぞれ -金 に 0 加重前の障害 · 害が 0 法附則第 **\ · 金 法第四 て法第 前 払 \bar{O} 五

> 第十一 を加算した金額)で除して得た数を乗じて得た額 れ令第二条の三第三項又は第十 ものである場合には、当該金額に加重後の障害の程度に応じそれぞ 障害が法第四十六条又は令第十 障害の程度に応ずる法第二十九条第三項の規定による額(加 十七条第一項の規定による金額を当該障害補 率を乗じて得た額を加算した額)に、 の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項又は第十一 る公務上の災害に係るものである場合には、 重後の障害等級に応じそれぞれ法附則第五条の二第一項 に掲げる額 加重 に加 |条に規定する率を乗じて得た額を加算した額)を差し引いた額 条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、 重前 前 の障害の程 の障害の程度に応じそれぞれ令第二条の三第三項 加 重後の障害が法第四十六条又は令第十 度が第 八級以下の障害等級に該当する場合 一条に規定する公務上の災害に係る 条に規定する率を乗じて得た金 当該障害補償年金に係 当該額に加 償年金に係る加 条に規・ 条に規定す 重 0 後の障害 表の下欄 る第二 定する 文は 重後 重 後 \mathcal{O}

2 定により読み替えられた同条第一項」とする。 た額」と、 あるのは 各号に定める額を加算した額」 規定の適用を受ける船員が死亡した場合における前 ついては、 障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、 「加算した額)に令附則第一 同項第 「第二十七条第一項」とあるのは 一号中 「額)」とあるのは と 同 条の 頂第二号中 兀 |各号に 「額)に令附則 第二十七条第二項 第二 定める額を加算し 項の 加算した額)」と + 規 七条第 第一 定 0) 三項 適 の四 \mathcal{O} 用 規

第 匝 十六条又は令第十 程度に応じ附則 二十九条第八項の規定が適用された場合にあつては、 条の二第一項の表の下欄 時 それぞれ令第二条の三第三項又は第十一条に規定する率を乗じて得 金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、 条の三 障害補 第四条第 賞年金 一条に規定する公務上の災害に係るもの 前 に掲げる額(当該障害補 一項各号に定める額 払 時金の 額 は、 当該障害補 加 賞年 重 それぞれ 後 -金に 加 \mathcal{O} 重 償 にあ 一前 0 年 が 0 い つては て法 法 則 前 害 第 第 兀 \mathcal{O}

当する額のうち、 日分、 ける権利を有する者が選択した額とする。 額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受 該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の た場合には、平均給与額の千二百日分、千日分、 は る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前 た額とする。 下この条において「障害補償年金前払 を加算しないものとした場合における当該各号に定める額)とし、 四百日分又は二百日分に相当する額のうち、 障害補償年金前払一 千日分、八百日分、 ただし、 当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択し 前条第一項ただし書の規定による申出が行われ 時金の限度額の範囲内で、 六百日分、 四百日分若しくは二百日分に相 時金の限度額」という。 払一 当該障害補償年金に係 八百日分、 時金の限度額から当 平均給与額の千二百 六百日分 文

により読み替えられた同条第一項各号」とする。と、「附則第四条第一項各号」とあるのは「附則第四条第二項の規定るのは「掲げる額に令附則第一条の三各号に定める額を加算した額」と 船員に係る前項の規定の適用については、同項中「掲げる額」とあ

を受ける権利を有する者が選択した額とする。 金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金 ら当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年 に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払 日 われた場合には、平均給与額の千二百日分、 択した額とする。 に相当する額のうち、 二百日分、千日分、八百日分、 た額を加算しないものとした場合における当該各号に定める額)とし 又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、 分、四百日分又は二百日分に相当する額のうち、 以下この条において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。 ただし、 当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選 前条第 六百日分、 一項ただし書の規定による申出 四百日分若しくは二百日分 千日分、 当該障害補償年金 八百日分、 平均給与額の千 時 金の限度額 六百 が行 カ

により読み替えられた同条第一項各号」とする。と、「附則第四条第一項各号」とあるのは「附則第四条第二項の規定るのは「掲げる額に令附則第一条の四各号に定める額を加算した額」と 船員に係る前項の規定の適用については、同項中「掲げる額」とあ